

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年9月まで

国民年金制度が発足した当時、厚生年金保険に加入していた夫から、「自分が厚生年金保険に加入しているのだから、国民年金なんかに入る必要はない。」と言われていたが、夫に内緒で国民年金に加入し、保険料を納付組織に納付していた。

私は、昭和35年9月に現在の住所地に転居して来て、36年4月からの1年間は、地区の区長を務めており、私の分も含めて地区の国民年金被保険者から保険料を集金し、当時、国民年金保険料の納付組織であった地区の婦人部に納付していた。納付後は、領収の代わりに「紙の端切れ」のようなものを受け取り、台紙のようなものに貼っていたことを覚えている。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和48年4月以降の期間については、定額保険料と併せて付加保険料を納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、昭和37年4月から39年3月までの期間において、申立人と同じ地区に居住し、区長を務めていた2人に事情を聴取したところ、いずれも、区長を務めていた期間において、申立人から、毎月、国民年金保険料を集金し、当時、国民年金保険料の納付組織であった地区の婦人部に国民年金保険料を納付していたと証言している上、申立期間当時の納付組織である

地区の婦人部長を務めていた4人が証言した国民年金保険料の集金方法や納付方法等は、申立人の記憶とほぼ一致しており、申立内容の全体を通じて申立人の主張に不自然な点は認められない。

さらに、昭和37年4月から39年3月までの期間に区長を務め、当該期間において、申立人から国民年金保険料を徴収したとする2人の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況を見ると、1人は国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金加入期間について、すべて国民年金保険料を納付しており、ほかの1人は厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から47年5月まで

私は、20歳のころにA市役所で国民年金の加入手続を行い、その時に、国民年金の担当職員から、申立期間の国民年金保険料は納付組織で納付することができないと言われ、過年度保険料（昭和46年6月から47年3月までの国民年金保険料）の納付書及び現年度保険料（昭和47年4月及び同年5月の国民年金保険料）の納付書をそれぞれ発行してもらい、A市役所又は同市役所内の銀行で納付した記憶がある。なお、昭和47年6月以降の国民年金保険料については、納付組織で納付した。

申立期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年6月ごろに払い出されたものと推認でき、その時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付により納付することが可能であったと考えられる。

また、申立人が納付したと主張する金額は、過年度納付及び現年度納付により、申立期間を納付した場合の国民年金保険料額とほぼ一致している上、A市は、「その当時、国民年金の被保険者が過年度保険料を納付することができるように窓口で過年度保険料の納付書を発行していた。」と証言しており、申立内容の全体を通じて不自然な点は認められない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、平成16年9月1日に訂正されるまで、申立人の氏名が誤って管理されていたことが確認でき、

申立人の国民年金保険料の納付記録が適正に管理されていなかったものと認められる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であるとともに、38年4月から同年8月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年4月から同年8月まで(還付)
②昭和42年4月から43年5月まで

私は、昭和49年か50年ごろに、町内会の回覧で過去の未納分の国民年金保険料を納付することができるという広報を見て、知り合いの市役所職員に相談し、納付書を発行してもらい、時効により納付できなかった期間の国民年金保険料を一括して納付した。

申立期間①については、所持している国民年金手帳を見ると、昭和38年度国民年金印紙検認記録に検認印が押されている上、特例納付によっても納付した記憶があるので、重複して納付した国民年金保険料を還付してほしい。

また、申立期間②については、社会保険事務所から昭和51年に還付しているとの回答があったが、私は、還付の手続を行った記憶も、還付を受けた記憶も無いので、当該期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が主張しているとおり、申立人が所持している国民年金手帳の「昭和38年度国民年金印紙検認記録」を見ると、当該期間の国民年金保険料が昭和38年4月23日に納付されていることが確認できるとともに、社会保険庁の特殊台帳によると、当該期間の国民年金保険料が第2回目の特例納付により納付されていることが確認できる。

また、申立期間②については、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、社会保険庁の特殊台帳によると、当該期間の国民年金保険料が第2回目の特例納付により納付された後、行政側は、申立人の国民年金被保険者資格喪失日を昭和40年4月1日と誤認した上で、51年1月31日付けで当該期間に係る国民年金保険料を還付したことが確認でき、その後、時期は不明であるが、40年4月1日であった資格喪失日を43年6月1日に訂正したことがうかがえ、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたものと認められる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、国民年金保険料の未納期間とされていた昭和40年4月から41年3月までの期間が、平成20年8月19日付けで国民年金保険料納付済期間と訂正されているなど、申立人の国民年金保険料の納付記録が適正に管理されていなかったものと認められる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、申立期間①の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から47年10月まで

私は、昭和45年1月にA社（現在は、B社）を退職後、C市において、大工の仕事をしていた。申立期間の国民年金保険料は、納付書により郵便局で納付していたと思う。転居届は行っており、納付書が届かなかったとは思えない。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳の昭和44年度から46年度までの各年度の進達欄には、いったん納付月数が「12」と記載された後、その上から二重線が引かれ、44年度の欄外には「06」、45年度及び46年度の進達欄には斜線が改めて記載されているが、その経緯が不明である上、社会保険庁の記録上、当該期間の国民年金保険料が還付された形跡も認められないことから、申立期間のうち、少なくとも昭和45年1月から47年3月までの期間については、当初、納付済みとされていた可能性がうかがわれ、申立人の国民年金保険料の納付記録が適正に管理されていなかったことが認められる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社B支店）における資格取得日に係る記録を昭和47年2月11日に、資格喪失日に係る記録を48年7月11日に訂正し、47年2月から同年8月までの標準報酬月額を3万3,000円とし、同年9月から48年6月までの標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月11日から48年7月11日まで

平成19年10月に、私の厚生年金保険加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、加入した事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間については、A社B支店の現場作業所の建築課に準社員として採用され、B県D郡のE社の作業現場とF湖近くの保養所の作業現場にそれぞれ事務員として勤務していたことを記憶している。一般社員と準社員の労働条件は同じで、採用時に、事務担当者から、「社会保険は強制だから入るように。」と言われたことを覚えており、給与から厚生年金保険料や雇用保険料等が控除されていたと思う。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社B支店に地域社員として勤務していたことは、雇用保険の記録や複数の同僚の証言から確認できる。

また、当時の同僚は、現場作業所単位でそれぞれ準社員を採用していたところ、申立期間及びその前後の期間において、年度途中で当該事業所における被保険者資格を取得している11人のうち、事情を聴取することがで

きた1人が、「昭和48年2月から7か月間、高速道路の作業事務所に準社員として勤務し、その期間の厚生年金保険の加入記録もある。」と証言しており、当該事業所における証言者の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人は、「入社の際に事務担当者から、『社会保険は強制だから入るように。』と言われ、健康保険証を受領した。」と主張しているところ、その当時、事務担当者の補助的業務を担当していた同僚は、申立人に健康保険証を渡した記憶があるとしている上、当該事業所は、G国民健康保険組合に加入しており、当該事業所の事業を継承しているC社B支店の事務担当者は、「当時の資料は既に無く、詳細は分からないが、準社員においても、健康保険に加入していたのであれば、厚生年金保険にも加入していたはずである。」と証言し、本社においても、「当社は社会保険加入の手続は健保・厚保一体で行っており、申立人が健康保険に加入していたのであれば、厚生年金保険についても同様に手続が行われていたものとする。」としており、申立期間当時、当該事業所は、準社員についても入社した時点から厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に申立人と同時期に採用された女性及び採用時期は申立人と異なるが準社員として採用された女性の標準報酬月額から、昭和47年2月から同年8月までは3万3,000円、同年9月から48年6月までは4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の事業を継承しているC社は申立期間当時においても正常な事務処理を行っていたとしているが、申立期間及びその前後の期間に係る被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主による申立てどおりの資格取得届及び喪失届、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年2月から48年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に、資格喪失日に係る記録を36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、34年4月から同年9月までを9,000円とし、同年10月から35年9月までを1万円とし、同年10月から36年4月までを1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から36年5月1日まで

申立期間におけるA社に係る厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会をしたところ、加入した事実がないとの回答があった。

私とほぼ同時期にA社に勤務していた同僚には、厚生年金保険被保険者記録があるのに、私に加入記録が無いのは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に看護婦（師）として勤務していたことは、申立人が提出した履歴書（平成8年3月4日に申立人自身が記載したもの）、当該事業所が保管している失業保険被保険者資格取得確認通知書及び同僚の証言から推認できる。

また、申立人が記憶している当時の複数の同僚のいずれについても、申立期間又はその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立期間又は申立期間を含む前後の期間において当該事業所に勤務していた複数の同僚は、「申立人は正看護婦として勤務していた。正看護婦に厚生年金保険の記録が無いのはおかしいと思う。」と証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、正看護婦（師）の同僚の標準報酬月額から、昭和 34 年 4 月から同年 9 月までは 9,000 円、同年 10 月から 35 年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 36 年 4 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号に欠番は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届並びにこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届及び喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 4 月から 36 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から50年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料について、妻の分も含めて一括納付したのに未納となっているのは納得できない。
申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の特殊台帳によると、申立期間直前の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料は、第2回目の特例納付により納付されたことが確認でき、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付した上で、60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付すれば、保険料納付済期間がほぼ25年に達することから、国民年金の受給資格を得るのに必要な国民年金保険料のみを特例納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫が一括納付したのに未納となっているのは納得できない。また、夫の納付済期間についても、私は未納となっていることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の特殊台帳によると、申立期間直前の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料は、第2回目の特例納付により納付されたことが確認でき、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付した上で、60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付すれば、保険料納付済期間がほぼ25年に達することから、国民年金の受給資格を得るのに必要な国民年金保険料のみを特例納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 31 年 4 月から 32 年 8 月まで
②昭和 32 年 9 月から 33 年 1 月まで

亡き夫が記載した履歴書によると、「昭和 31 年 4 月 A社に入社、34 年 7 月 家庭の都合で退社」とあり、また、生前に夫から、「中学校を卒業してから B社で塗装の仕事をしていた。」ことを聞いたことがあるので、夫は、申立期間①は B社に、申立期間②は A社に勤務していたと思うが、夫の厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①の記録は無く、申立期間②についても期間が相違している。

申立期間について、夫の記録をオンライン化する際に台帳から正しく転記されたかどうかも含めて調べてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①においては B社に、申立期間②においては A社に勤務していたことは、それぞれの事業所における複数の同僚の証言から推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

申立期間①については、社会保険庁が保管している B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は死亡している上、事

業主の甥に当たる同僚は、「私自身、同社には設立当初から働いていたが、厚生年金保険には1年以上経ってからの加入記録となっており、全員を最初から厚生年金保険に加入させていなかったのかもしれない。」と証言しているほか、申立人より約2年前に当該事業所に入社したとする同僚の被保険者記録において、その同僚が当該事業所に入社したとする日（昭和28年3月）から被保険者資格の取得日（昭和32年7月1日）までに4年以上経過していることが確認できることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員に対して、入社した時点から厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

申立期間②については、社会保険庁の記録上、A社における厚生年金保険の適用は昭和33年2月1日であり、申立期間②は当該事業所の厚生年金保険の適用前の期間である上、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日（昭和33年2月1日）はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主は、その当時の資料が無く、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった申立期間②において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明としており、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 9 月 23 日から 38 年 4 月 1 日まで
②昭和 38 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①及び②については、いずれも厚生年金保険に加入していない期間となっているが、通学していた定時制高校での求人紹介を見て応募した事業所に勤務していた期間である。

また、申立期間②に勤務していた A 社には、私以外にも同校の 3 人の生徒が勤務していた。

いずれの期間においても、勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、当該期間において、B 社に勤務していたことは、当時、事務を担当していたとする者の証言により推認できるが、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は資格取得日順、かつ、健康保険の番号順に記載されており、申立期間①及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は、「当時の資料が無く、当時の状況は不明である。」としている上、申立期間①当時に勤務していた複数の者に聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

申立期間②については、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間②及びその前後の期間に健康保険の番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は、「当時の従業員台帳を保存していないため、申立人に対する社会保険の適用の有無等については不明である。」としている上、申立人が記憶している当時の同僚についても、被保険者原票において、その氏名は確認できず、ほかに申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、当時、C市内に所在していた営業所の修理工場に勤務していたと主張しているが、社会保険庁の記録上、当時、C市内に所在していた当該事業所の営業所が厚生年金保険の適用事業所とされていた事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から同年8月まで
昭和21年4月ごろ、私は、旧A町（現在は、B市）の職員の勧めで、C社D事業所に就職するはずであったが、同事業所に着いてすぐに同社E事業所に移ることになり、申立期間はそこに勤務していた。仕事内容は、炭坑を掘ってできた盛り上りをならず坑内盤下であった。申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていたはずである。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、社会保険庁が保管しているC社E事業所及び同社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の氏名は確認できない。

また、申立人は、当時、申立人と一緒にD事業所に行ったとする者の氏名を記憶しているものの、その者は高齢のため事情を聴取できない上、C社E事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間において両事業所のいずれかに勤務していた複数の者に聴取しても、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができなかった。

さらに、両事業所はいずれも既に全喪し、両事業所の事業を継承したF社は、「申立期間当時の資料は火災等により無く、当時の状況は不明である。」としている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。